

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
3月31日
(火曜日)

目次

○告示
道路の区域の変更（道路整備課）……………



山口県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 湯ノ口美祿線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
美祿市美東町真名字下今畑三二二三 の一地先から 同市秋芳町岩永下郷字下岩瀬戸一四 五三の一地先まで 並びに 美祿市美東町真名字下今畑三二二三 の一地先から		最狭 一〇・〇 最広 四五・六	二、三四三・七	県道美東秋芳西 寺線の道路の区 域（重用） ダブルウェイ

新	旧				
	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広	最狭 最広
三 同 の 美 同 美 及 地 一 同 美 同 美 同 六 〇 一 美 同 〇 一 同 美 同 六 〇 一 同 美 同 六 〇 一	四 一 五 〇 ・ 六	二 二 ・ 〇 五	一 八 ・ 八 三	二 五 ・ 九 八	一 三 ・ 六 三
二、三四三・七	二、九九五・六	二、五二六・八	八九五・九	二、四五五・一	九二一・八
域 寺 線 の 道 路 の 区 域 (重用)	県道美東秋芳西 寺線の道路の区 域（重用）	一般国道四三 号の道路の区 域（重用）	一般国道三 号の道路の区 域（重用）	県道小郡三隅 線の道路の区 域（重用）	一般国道四九 〇の道路の区 域（重用）

令和二年三月三十一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁